

入札参加者用

# 宮城県建設関連業務総合評価落札方式 (簡易型・標準型)の手引き

平成26年4月1日

宮 城 県

# 目次

## 第1章 建設関連業務総合評価方式の概要

- 1-1 総合評価方式の選択 . . . . 1
- 1-2 適用の意義 . . . . 1
- 1-3 宮城県における入札契約方式における技術力評価のしくみ . . . . 2

## 第2章 実施手順

- 2-1 建設関連業務総合評価方式（簡易型・標準型）実施手順 . . . . 3

## 第3章 総合評価落札方式（簡易型・標準型）における審査評価

- 3-1 総合評価算定基準 . . . . 4
- 3-2 総合評価技術資料作成要領 . . . . 9
- 3-3 評価項目の錯誤及び虚偽の判断基準の例 . . . . 14
- 3-4 価格以外の評価項目における評価基準 . . . . 15

## 第4章 評価内容の担保 . . . . 23

## 第5章 中立かつ公正な審査・評価の確保（学識経験者） . . . . 24

## 第6章 技術提案に関する秘密の保持 . . . . 25

## 第7章 入札及び契約の過程に関する苦情処理 . . . . 25

## 第8章 評価結果等の公表 . . . . 26

# 第1章 建設関連業務総合評価方式の概要

## 1-1総合評価方式の選択

### (1) 入札方式の概要

#### ●総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

#### ●プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合に用いられる。

#### ●その他

その他の業務においても、一定の資格・成績等を有することを入札参加条件として最低限の品質を確保したうえで、価格競争を行う。

### (2) 総合評価方式について

#### ●標準型

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める課題を示し、課題に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

#### ●簡易型

総合評価落札方式を選定した場合において、標準型以外の場合、簡易型を適用する。

### (3) 対象業務

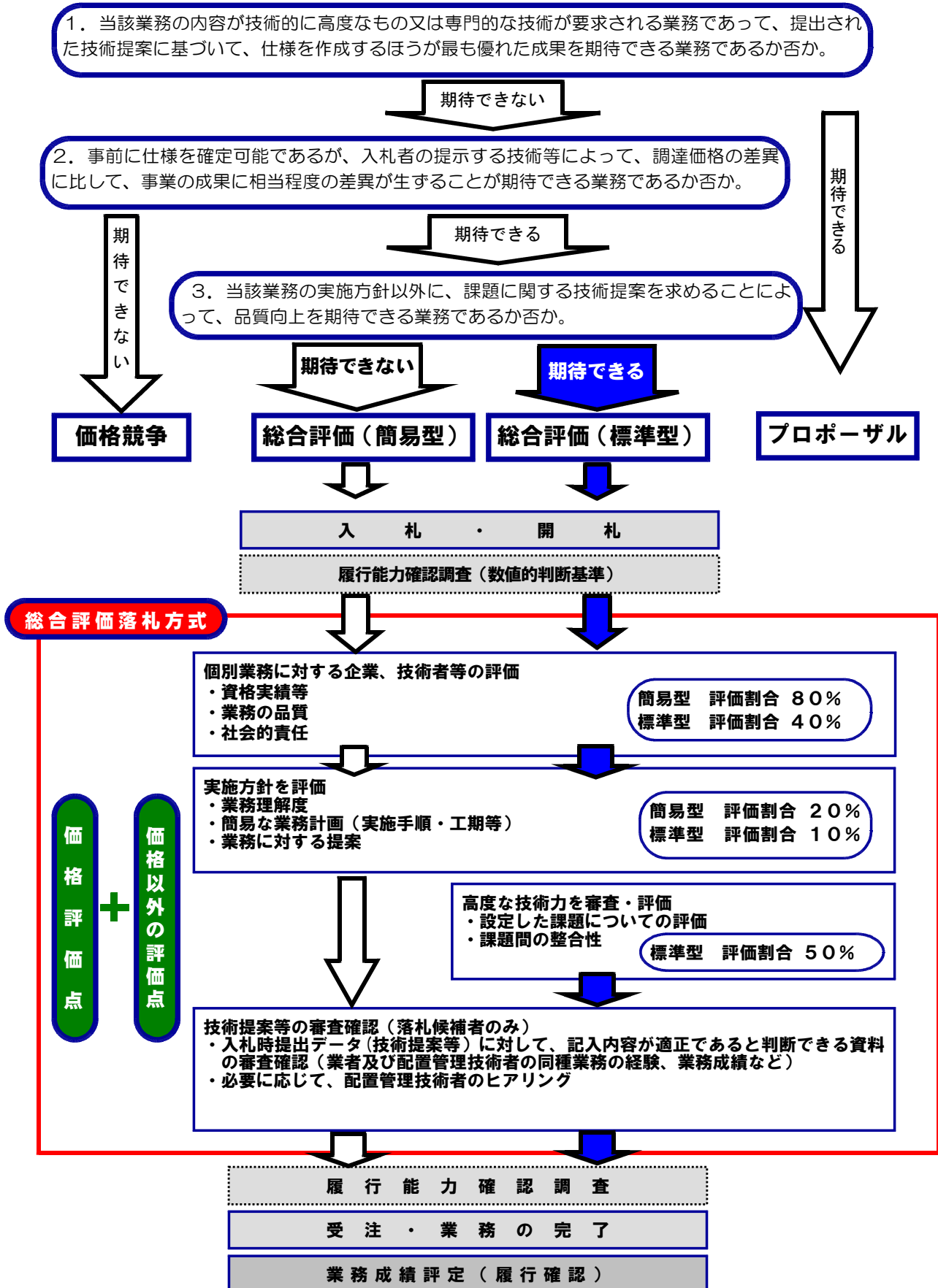
測量・建設コンサルタント業務においては500万円以上、地質調査・補償コンサルタント・建築設計においては250万円以上の業務で執行者が必要と認めるもの。

## 1-2適用の意義

総合評価落札方式の適用により、より必要な技術的能力を有する者が履行することとなり、業務の品質の確保や向上が図られ、成果の品質の向上・新技術の導入・効率的な業務の履行・設計ミスの未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、労働福祉対策が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

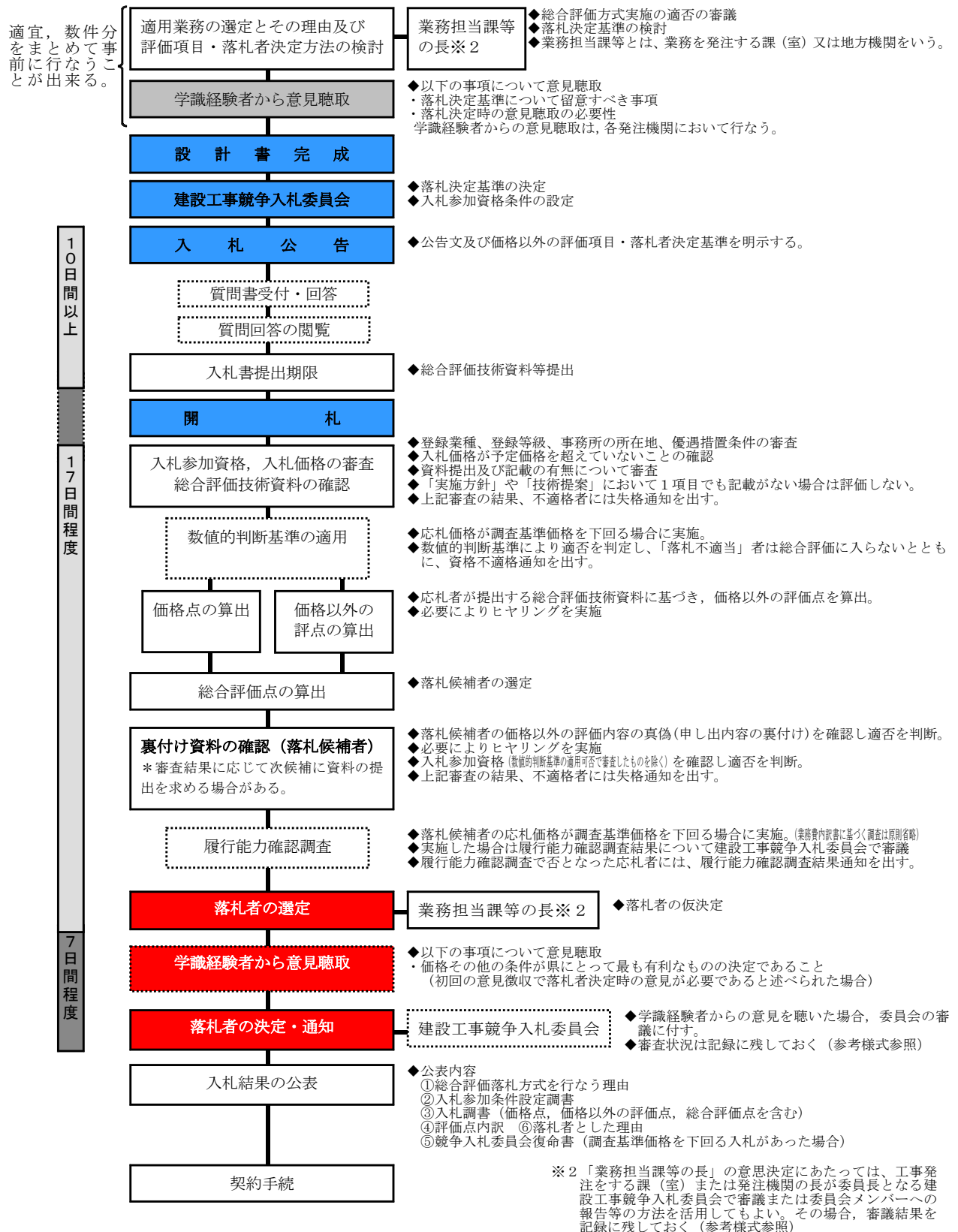
また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の執行環境が整備されることも期待される。

# 1-3宮城県における入札契約方式における技術力評価のしくみ



## 第2章 実施手順

総合評価落札方式（簡易型・標準型）を実施する場合の標準的な手順は次のとおりとする。所要日数については業務の内容に応じて適宜短縮可能とする。



## 第3章 総合評価落札方式（簡易型・標準型）における審査評価

### 3-1 総合評価算定基準

#### 1 総合評価点の算定方法

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

- ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの。
- イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という）を提出したもの。
- ウ 入札価格が予定価格の範囲内の価格もの。
- エ 入札価格が調査基準価格を下回る場合、履行能力確認調査における数値的判断基準で失格とならないもの。

(2) 総合評価点は次の式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点 (予定価格の場合10.00点)

簡易型・標準型 50.00点

イ 価格以外の評価点

簡易型 50.00点

標準型 100.00点

ウ 総合評価点

簡易型 ア＋イの合計で100.00点（1：1）を満点とする。

標準型 ア＋イの合計で150.00点（1：2）を満点とする。

〔\* 評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。〕

#### 2 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、以下の式により算定する

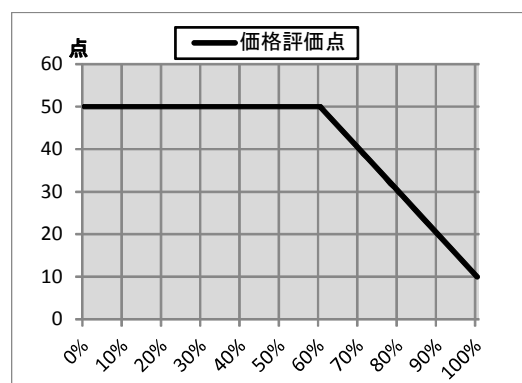
技術評価点の満点を50点とし、価格評価点を下記のとおり決定する。

各入札者の価格評価点は、以下により算出する。

○入札率60%を満点、予定価格を10点とする直線

$$Y = -100 \times \frac{\text{入札額}}{\text{予定価格}} + 110$$

Y:価格評価点



入札率が60%を下回る場合は上記計算式によらず価格評価点を満点とする。

### 3 価格以外の評価点の算定方法

#### (1) 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、別紙（様式-1）の価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

#### (2) 総合評価技術資料の提出が無い者の取り扱い

総合評価技術資料の提出が無い者は無効とする。

#### (3) 総合評価技術資料に記載の無いものの取り扱い

##### ・無効とする場合

簡易型・標準型：実施方針で1つ以上の課題に全く記載が無い場合（課題4を除く）

標準型：技術提案で1つ以上の課題に全く記載が無い場合

##### ・不適切（マイナス評価）とする場合

簡易型・標準型：実施方針や技術提案において、課題と異なる内容の記載や、意味のない内容の記載の場合「不適切」とする。

#### (4) 企業評価、技術者評価に関する評価

企業評価、技術者評価に関する評価は入札者の申告を最大点とし、以下の取り扱いにより発注者が行う修正評価は減点措置のみとする。

#### (5) 虚偽の申告による入札の取り扱い

虚偽の申告とは、故意に入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合とする。

ただし、入札書提出後に「不誠実な行為」に該当する要件が生じて措置を受けた場合を除く。

#### (6) 錯誤の申告の取り扱い

錯誤の申告とは、入力ミスや判断ミスで、入札参加者が有している実績と異なった内容で申告をした場合とする。

※錯誤又は虚偽の判断については、別紙「虚偽錯誤判断基準の例」を参照のこと。

#### (7) 不誠実な行為の有無の取り扱い

公告日の翌日以降落札者の仮決定（建設工事競争入札委員会開催日）までの間に、不誠実な行為に伴う書面による改善指示がなされた場合は、業務執行者が減点措置を講じて再評価するものとする。

## 価格以外の評価点一覧

### 【簡易型】

評価の視点			評価項目	配点	倍率	評価点
企業 評価	資格・実績等	専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	20	0.2	4
			過去2年間の同種業務の成績	20		4
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10		2
		情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4
	社会的責任	地域貢献	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績	10		2
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	10		2
		労働福祉	障害者雇用状況	10		2
	業務実施体制		再委託状況	—		
	事故及び不誠実な行為			—		
	小計			100		
技術者 評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	10	0.2	2
			技術者の継続的学習状況	20		4
		専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	20		4
			過去2年間に担当した同種業務の成績	10		2
		情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4
	専任性		手持ち業務数	20		4
	小計			100		
実施 方針	業務理解度	業務の目的		40	0.1	4
		設計条件				
	実施手順	業務実施手順	業務工程表	10		1
	業務提案	業務の手法		40		4
		その他		10		1
小計			100		10	
合計				300		50

### (備考)

1. 価格以外の評価点＝配点(得点)×倍率とする。
2. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告調書(技術提案を除く)により評価する。
3. 落札候補者(総合評点の最高得点者)が決定した段階で、落札候補者のみから確認資料の提出を求める。
4. 虚偽の申告による入札は無効とする。



## 【標準型】

評価の視点			評価項目	配点	倍率	評価点	
企業 評価	資格・実績等	専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	20	0.2	4	
			過去2年間の同種業務の成績	20		4	
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10		2	
			情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績		20	4
	社会的責任	地域貢献	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績	10		2	
			環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得		10	2
			労働福祉	障害者雇用状況		10	2
	業務実施体制		再委託状況	—			
	事故及び不誠実な行為			—			
	小計			100			20
技術 者 評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	10	0.2	2	
			技術者の継続的学習状況	20		4	
		専門技術力	過去5年間の同種業務の実績	20		4	
			過去2年間に担当した同種業務の成績	10		2	
		情報収集力	過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4	
	専任性		手持ち業務数	20		4	
	小計			100			20
実 施 方 針	業務理解度	業務の目的		40	0.1	4	
		設計条件					
	実施手順	業務実施手順	業務工程表	10		1	
	業務提案	業務の手法		40		4	
		その他		10		1	
小計			100		10		
技 術 提 案	全体			50	0.5	25	
	業務提案			50		25	
	小計			100			50
合計				400		100	

### (備考)

1. 価格以外の評価点＝配点(得点)×倍率とする。
2. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告調書(技術提案を除く)により評価する。
3. 落札候補者(総合評点の最高得点者)が決定した段階で、落札候補者のみから確認資料の提出を求める。
4. 虚偽の申告による入札は無効とする。

## 4 落札者の決定方法

### (1) 落札候補者の確認審査

入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

### (2) 総合評価点在同点の場合の取り扱い

総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、そのすべてを落札候補者とする。

### (3) 総合評価技術資料の真偽の確認審査における不適格者の取り扱い

価格以外の評価点の算定方法(2)～(5)によるものとする。

### (4) 調査基準価格を下回る入札について

調査基準価格を下回る入札価格の落札候補者については、履行能力確認調査を行った上で適否を判断する。

### (5) 配置する技術者に対するヒアリング

落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングが出来るものとする。その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・配置する技術者の経歴、資格
- ・同種業務の経験の有無
- ・同種業務の履行実績として挙げた業務の概要、特に留意した点・工夫した点
- ・当該業務の履行上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該業務に関する質問の有無等

### (6) 配置する技術者の取り扱い

- ・配置する管理技術者の変更は原則認めない。

(契約前) 入札時に申告した管理技術者を配置出来ない場合は契約できないこととなる(契約辞退)。

(契約後) 契約締結後、管理技術者を変更せざるを得ない場合は業務完了時の評価内容の履行確認において、取り組み姿勢の履行が確保されなかったものとして評価する。ただし管理技術者が死亡、病休、退職した場合はこの限りではない。

### (7) 落札者の決定

落札候補者において総合評価技術資料の確認を行った結果、落札者として適当と認める場合は、落札者とみなす。ただし、同点が2人以上あるときは、くじにより、落札者とみなすものとする。

## 3-2 総合評価技術資料作成要領

### 1 入札参加時

入札参加者は「宮城県建設関連業務総合評価落札方式（簡易型・標準型）評価支援シート」（以下「シート」とする。）により作成し提出するものとする。

シートは、総合評価技術資料と参考資料からなっている。

総合評価技術資料とは、簡易型については様式-1~2、標準型については様式-1~3とする。

参考資料とは、参考資料1とし、入札参加時において、入札参加者が技術資料を作成する際の取りまとめ資料として活用する。様式と参考資料でくいちがいがある場合は様式を優先する。

総合評価技術資料のうち様式-2, 3の記載は、当該業務の管理技術者が自らの責任において作成することが必要である。

提出用に作成した総合評価技術資料及び参考資料は、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイル形式で添付のうえ、提出するものとする。電子入札システムを用いない場合は電子記録媒体により提出とする。

### 2 落札候補者となった時

落札候補者となって発注者より提出を求められた場合、記載内容を証明する資料として、以下の書類を提出すること。

#### イ 企業評価関連

- ・財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS（テクリス）測量調査設計業務実績情報システムの完了時業務カルテの写し。
- ・実績が確認できる契約図書（写し）
- ・業務成績考査結果通知書（写し）
- ・ISO9001及び14001、みちのくEMS認証取得に係る登録証及び付属書の写し。
- ・ボランティア活動の実績として、公的機関からの感謝状、証明書、報告書や第三者の評価（新聞の切り抜き）等、企業として参加を証明する資料。

#### ロ 配置技術者評価関連

- ・財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS（テクリス）測量調査設計業務実績情報システムの完了時業務カルテの写し。
- ・実績が確認できる契約図書（写し）
- ・資格者証等（写し）
- ・業務成績考査結果通知書（写し）
- ・各団体の発行する継続教育（CPD）の証明書（写し）

#### ハ その他

- ・発注者が指示する書類

### 3 記載内容に関する留意事項

#### 基本事項入力

入札参加承認番号、会社名、記入者名（配置する管理技術者）を入力する。ここで入力された項目は各様式で使用されるので正確に記載すること。

入札金額は開札後発注者において記載する。

#### 様式-1 価格以外の評価項目及び評価基準

評価の視点の「資格・実績」「業務の品質」「社会的責任」「業務実施体制」「専任性」については、参考資料-1を活用し、本様式の各評価項目に対する評価基準値を1つ選択する。業務成績については直接点数を入力する。

評価の視点の「実施方針」については様式-2, 2a, 2bに記載する。

評価の視点の「技術提案」については様式-3aに記載する。

評価の視点の「事故及び不誠実な行為」については発注者が記載（減点）する。

#### 様式-2 実施方針

記入内容については「価格以外の評価項目における評価基準」に基づき記載すること。

記載にあたっては、文章での表現とし、図や写真を添付せず、様式内で完結させること。内容が多岐にわたり様式内で記載することができない場合は様式-2aに記載して添付できることとするが、所定の文字数で表現することも技術力の一つであるので、様式-2で完結させることが望ましい。

#### 様式-2a 実施方針（別紙）

#### 様式-2b 業務工程表

①発注時の履行期間内で、本業務の概略の工程（初回打合から納品まで）を記載する。

②工程表は、バーチャートとし、シートで用意されている記入欄に記載する。

③バーチャートの作成はセルを着色（緑色）することで表現する。

#### 様式-3 技術提案（発注者用）

発注者が採点用に使用する様式である。入札者は記入しないこと。

#### 様式-3a 技術提案

発注者から設定された課題について記載する。与えられた課題すべてにおいて不適切評価の場合、又は1つでも記載が無い場合は失格となるので注意すること。

記載にあたっては、文章での表現とし、図や写真を添付せず、様式内で完結させること。

**※実施方針及び技術提案は文書表現のみとする。何らかの方法で図や写真を用いた資料を添付しても評価の対象としない。**

## 参考資料-1

当評価項目の要件等は本手引き「第3章総合評価落札方式（簡易型・標準型）における審査評価—価格以外の評価項目における評価基準」による。

### 過去5年間の同種業務の実績

- ①「企業評価 1) 資格・実績等 ①専門技術力（過去5年間の同種業務の実績）」の条件を満たす業務について1件記載する。
- ②同種業務の具体的な条件については、「同種業務の条件」欄に記載しているものとする。

### 過去2年間の同種業務の成績

- 「企業評価 1) 資格・実績等 ②専門技術力（過去2年間の同種業務の成績）」の条件を満たす業務の最高得点を記載する。

### ISO9001認証の取得状況

取得していればチェックマークを入れる。

### 過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績

- 「企業評価 2) 業務の品質 ②情報収集力（過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績）」の条件を満たす業務について1件記載する。

### 過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績

- ①「企業評価 3) 社会的責任 ①地域貢献（過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績）」の条件を満たす業務について最大3件記載できる。
- ②実績内容並びに施工地（市町村名）を記入する。

### ISO14001認証等の取得状況

ISO14001または「みちのくEMS」の認証取得していれば、該当するチェックボックスにチェックを入れる。

### 障害者雇用

障害者雇用について、法定雇用義務の有無と、その達成の有無。法定義務が無い場合は障害者雇用者数を、入札参加登録申請時の状況で入力する。

### 再委託状況

- ①再委託を予定している業務と再委託額を記載する。
- ②再委託業務が2件以上ある場合は、金額の最も大きい業務を上段に記載し、その他の業務の金額を合計し、下段に「その他業務」として記載すること。

## **技術者資格等**

「技術者評価 1) 資格・実績等①資格要件（技術者資格等）」で求める技術者資格の分野に基づき、配置管理技術者の技術者資格を記載する。資格の記載は該当する資格の欄に、分野、登録番号、取得年月日を記載する。

## **過去5年間の同種業務の実績**

「技術者評価 1) 資格・実績等③専門技術力（過去5年間の同種業務の実績）」の条件を満たす業務について1件記載する。

## **過去2年間に担当した同種業務の成績**

「技術者評価 1) 資格・実績等④専門技術力（過去2年間に担当した同種業務の成績）」の条件を満たす業務の最高得点を記載する。

## **過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績**

「技術者評価 1) 資格・実績等⑤情報収集力（過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績）」の条件を満たす業務について1件記載する。

## **手持ち業務数**

管理技術者としての手持ち業務の件数を記載する。

## 4 参考資料

特殊法人等の範囲(平成19年8月3日現在)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令

(平成十三年二月十五日政令第三十四号)

最終改正:平成一九年八月三日政令第二三五号

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第一項、第四条、第五条、第七条及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特殊法人等の範囲)

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本中央競馬会

二 削除

三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

### 3-3 評価項目の錯誤及び虚偽の判断基準の例

	評価項目	錯誤			虚偽
		点数変更なし	最低点再評価	企業実績どおりの評価	無効
企業評価	資格実績等	過去5年間の同種業務の実績、過去2年間の業務実績	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の実績	説明できない架空の申告をした場合
	業務の品質	ISO9001認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	
		過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の実績	
	社会的責任	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績		評価対象以外の実績	対象外
		ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合	説明できない架空の申告をした場合
		障害者雇用状況	雇用状況より少ない申告	雇用状況より多い申告で転記ミス等説明できる場合	
技術者評価	資格実績等	技術者資格等	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の資格	
		技術者の継続的学習状況			
		過去5年間の同種業務の実績			
		過去5年間の当該業務箇所、周辺での業務実績			
	過去2年間に担当した同種業務の成績				
専任性	手持ち業務数	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合		
実施方針	業務理解度	業務の目的	発注者が設定した評価課題のうち1項目でも全く記載が無い又は全て不適切の場合（業務に対する提案の「その他」は未記入でも可）は失格とする。 ヒアリングについては開札後、ヒアリングの指定日時に配置技術者が出席出来ない場合失格とする。  ※不適切評価とは、無意味な文字、文章や、業務とは無関係な文書を記載したものである。		
	実施手順	業務工程表			
	業務に対する提案	業務の手法			
		その他			
技術提案					
減点項目	不誠実な行為の有無			公告日の翌日以降落札者の仮決定までに該当行為があった場合は、発注者が減点措置を講じる。	入札公告日以前の該当行為が申告されていない場合

配布ファイルを意図的に改変したり、ソフトウェアの誤動作を悪用して評価に反映させた場合は無効としたうえで、県工事請負業者等審査会において審議の上処分を決定するものとする。



### 3-4 価格以外の評価項目における評価基準

※価格以外の評価項目において実績に係る項目は入札公告日当日での実績とする。

#### 1. 企業評価

##### 1) 資格・実績等

###### ① 専門技術力（過去5年間の同種業務の実績）

評価基準	記載内容	配点
過去5年以内に同種業務の実績がある	良	20
実績無し	—	0

- 同種業務とは、発注者が指示する分野を含む業務とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市及び特別法人、特殊法人等の発注した業務を対象とする。
- 特別法人は、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社を対象とする。特殊法人は3章-2の4参考資料による。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務を対象とする
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同種業務の実績とする。

###### ② 専門技術力（過去2年間の業務成績）

評価基準	記載内容	配点
過去2年間の業務成績が90点以上	優	20
過去2年間の業務成績が85点以上90点未満	良	10
過去2年間の業務成績が85点未満	—	0

- 宮城県発注の同種業務における過去2年間の最高得点で評価する。
- 成績通知の写しと、その業務の契約書により確認する。
- 実績が無い場合は加点しない。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同種業務の実績とする。
- 過去2年間の業務成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

##### 2) 業務の品質

###### ① 品質管理

評価基準	記載内容	配点
ISO9001認証取得済	良	10
認証未取得	—	0

- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同種業務の実績とする。

###### ② 情報収集力（過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績）

評価基準	記載内容	配点
過去5年以内に当該土木事務所管内における業務実績あり	優	20
過去5年以内に宮城県内での業務実績あり	良	10
過去5年以内の実績無し	—	0

- 国、都道府県又は政令指定都市及び特別法人等の発注した建設関連業務を対象とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務を対象とする
- 当該土木事務所管内とは、当該業務箇所の存在する土木事務所、地域事務所の管内とする。
- 実績業務の契約書写しを確認する
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同種業務の実績とする。
- 過去5年間の業務実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

### 3) 社会的責任

#### ①地域貢献

評価基準	記載内容	配点
過去2年以内に2種類以上のボランティア活動の実績あり	優	10
過去2年以内に1種類以上のボランティア活動の実績あり	良	5
実績無し	—	0

- 実績は宮城県内限定とする。
- 2種類以上とは、主催団体の異なる活動とする。
- 例)町内会清掃活動+協会の清掃活動=2種類、町内会清掃活動×2回=1種類
- 個人参加であっても会社として支援していれば評価する。
- 公的機関からの感謝状、証明書、報告書や第三者の評価(新聞・テレビ報道等)で確認。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の実績とする。

#### ②環境対策

評価基準	記載内容	配点
ISO14001又は、みちのくEMS認証取得済	良	10
認証未取得	—	0

- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の取得状況とする。

#### ③労働福祉

評価基準	記載内容	配点
法定雇用義務がある企業で障害者雇用が法定雇用率達成	優	10
法定雇用義務が無い企業で障害者雇用が1人以上ある	優	10
法定雇用義務未達成または、障害者雇用無し	—	0

- 入札参加登録申請時の状況とする。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の状況とする。

### 4) 業務実施体制

評価基準	記載内容	配点
主たる部分が再委託予定になっている	失格	失格
契約額の1/3以上が再委託予定となっている	減点	-30

### 5) 事故及び不誠実な行為

過去1年以内に、宮城県から当該企業に関し、以下の措置を受けている場合、下記の順位で評価を減ずる。

評価基準	記載内容	配点
指名停止または文書注意	減点	-30

## 2. 技術者評価

ここでの評価は配置管理技術者の管理技術者としての実績です。

### 1) 資格・実績等

#### ① 資格要件（技術者資格等）

評価基準	記載内容	配点
技術士等の国家資格又は博士号を有する	優	10
RCCM（関係部門）等の民間資格を有する	良	5
該当無し	－	0

- 発注者が指示する分野に関連する資格とする。
- 資格を指定された場合は指定された資格の有無とする。

#### ② 資格要件（技術者の継続的学習状況）

評価基準	記載内容	配点
各団体推奨単位以上取得	優	20
各団体推奨単位未満、1/2以上取得	良	10
各団体推奨単位以下の1/2未満取得	－	0

- 各団体の証明書により確認

#### ③ 専門技術力（過去5年間の同種業務の実績）

評価基準	記載内容	配点
過去5年以内に同種業務の実績あり	優	20
実績無し	－	0

- 同種業務とは、発注者が指示する分野を含む業務とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市及び特別法人、特殊法人等の発注した業務を対象とする。
- 特別法人は、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社を対象とする。特殊法人は3章－2の4参考資料による。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務を対象とする
- 過去5年間の同種業務は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

#### ④ 専門技術力（過去2年間に担当した業務の成績）

評価基準	記載内容	配点
過去2年間の業務成績が90点以上	優	10
過去2年間の業務成績が85点以上90点未満	良	5
過去2年間の業務成績が85点未満	－	0

- 宮城県発注の同種業務における過去2年間の**技術者評定**の最高得点で評価する。
- 成績通知の写しと、その業務の契約書・管理技術者通知書により確認する。
- 実績が無い場合は加算しない。
- 過去2年間の業務成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする

## ⑤情報収集力

評価基準	記載内容	配点
過去5年間以内に当該土木事務所管内における業務実績あり。	優	20
過去5年間以内に宮城県内での業務実績あり	良	10
実績無し	—	0

- 国、都道府県又は政令指定都市及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務を対象とする。
- 当該土木事務所管内とは、当該業務箇所が存在する土木事務所、地域事務所の管内とする。
- 実績業務の契約書写しを確認する。
- 過去5年間の業務実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする

## 2) 専任性

### ⑥専任性（手持ち業務数）

評価基準	記載内容	配点
手持ち業務の件数が3件未満	優	20
手持ち業務の件数が3～4件	良	10
手持ち業務の件数が5件以上	—	0

- TECRISにより確認する。

### 3. 実施方針

業務の理解度や実施手順、業務に対する提案を書面により評価を行うもの。  
一つ以上に記入が無い場合は無効とする。ただし課題4は対象としない。

#### 1) 業務理解度

##### ①課題1 業務の目的・設計条件

###### 【記入内容】

この業務における最終目的としてどのような成果を目指すか、どのような地理、地形、気象条件等が存在し、業務にどのような影響を及ぼすか、その対策を記入する。

###### 【判断基準】

業務の目的を十分に理解し、どのような地理、地形、気象条件等が存在し、業務にどう関係するか理解しているか

評価基準	記載内容	配点
記載内容が不適切	不適切	-20
仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度以下	可	0
仕様書や共通仕様書を理解し適切である	良	20
記載内容が適切であり重要な事項が記載されている	優	40

#### 2) 実施手順

##### ①課題2 業務工程表

###### 【記入内容】

工程表を添付

###### 【判断基準】

業務のクリティカルを把握し手戻りの無い効率的な工程となっているか

評価基準	記載内容	配点
記載内容が不適切	不適切	-5
何ら検討の余地が見られない単純な工種の羅列である	可	0
記載内容が適切であり効率的な工程となっている	良	5
記載内容が適切であり、工夫のある効率的な工程となっている	優	10

### 3) 業務に対する提案

#### ①課題3 業務の手法

##### 【記入内容】

本業務の入札額の決定にあたり、コスト削減又は品質向上のために検討し入札額に反映させた取り組みがあれば最も効果・影響が大きいものを記入する。

##### 【判断基準】

標準積算の単純な歩掛けでの入札額の決定か、創意工夫によるコストの削減もしくは品質向上を検討した上での入札額決定かを判断する。

また、その手法の妥当性についても判断する。

評価基準	記載内容	配点
記載内容が不適切	不適切	-20
入札額が単純な歩掛けとなっているか、一般的な内容の記載	可	0
記載内容が適切であるが、コスト、品質どちらかに偏っている	良	20
記載内容が適切であり、創意工夫が見られバランスが良い	優	40

#### ②課題4 その他

##### 【記入内容】

業務をより効率的に行うにあたり提案又は指摘事項があれば記入する。

##### 【判断基準】

有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に評価する。

記入しなくても、無効とはならない。

評価基準	記載内容	配点
記載内容が不適切	不適切	-10
有益な代替案、重要事項の指摘は特に無い	可	0
有益な代替案、重要事項の指摘があった	良	10

## 4. 技術提案

各項目について、書面により事前評価を行い、ヒアリングによりその回答や提案が技術者本人が十分理解しているか評価を行い、各視点で評価するもの。標準型において適用する。

### 1) 全体

#### ①全体

##### 【着目点】

各課題の整合性を判断する。

##### 【判断基準】

複数の課題間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。

評価基準	記載内容	配点
課題間に矛盾が生じている	可	0
課題間に矛盾が無い	良	40
課題間に矛盾が無く、整合性が高い	優	50

●課題が1つしかない場合又は、整合性の必要ない課題の場合は「良」評価

### 2) 各課題

#### ①的確性

##### 【着目点】

各課題に対する回答が的確であるか評価する。

##### 【判断基準】

下記項目に該当するか否かを判断し合計点で評価する。

評価項目	配点
地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する	10
必要なキーワード(観点、問題点、解決策)が網羅されている場合に優位に評価する	
事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する	10
事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する	10

#### ②実現性

##### 【着目点】

各評価課題に対する回答が実現可能か評価する。

##### 【判断基準】

下記項目に該当するか否かを判断し合計点で評価する。

評価項目	配点
提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	10
提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	10
利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する	10
提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する	10

#### ③独創性

##### 【着目点】

各評価課題に対する回答に独創性があるか評価する。

##### 【判断基準】

下記項目に該当するか否かを判断し合計点で評価する。

評価項目	配点
新工法採用の提案がある場合に優位に評価する	10
他入札者と異なった視点での提案がある場合に優位に評価する	10

## 第4章 評価内容の担保

### (1) 業務成績への反映

総合評価落札方式は、履行业者の技術力を評価項目としていることから、入札時の評価内容が履行されなかった場合の措置として、業務成績に反映(減点)するものとし、このことを入札公告に明示する。

### (2) 業務成績の考査方法

考査は、平成18年4月1日に施行された建設関連業務成績調書の枠組みの中で行う。減点方法は、請負者の責により評価内容が履行されなかった場合、総合評価において提案された内容を設計図書と同等と判断して、各採点項目において採点するもの。

管理技術者の変更があった場合は「取組姿勢」を最低点として評価する。

別記様式第1 (地質調査、単独調査等業務、測量作業)

建設関連業務等成績調書								
						平成 年 月 日		
事務所名:				事務所				
委託業務名								
契約金額	当初: ¥			最終: ¥			円	
履行期間	当初:	平成 年 月 日 から		最終:	平成 年 月 日 から			
		平成 年 月 日 まで			平成 年 月 日 まで			
完了年月日	平成 年 月 日		完了検査年月日	平成 年 月 日				
受託業者及び代表者名	(代表者)						(市町村名)	
管理技術者 氏名								
照査技術者 氏名								
総括調査員 職・氏名	印							
主任調査員 職・氏名	印							
完了検査員 職・氏名	印							
評価項目		主任調査員等 評定点 ①	総括調査員 評定点 ③	完了検査員 評定点 ⑤	業務評定⑦ (注1)	技術者評定		
						管理 技術者	照査 技術者 <input type="checkbox"/> なし	
専門技術力	提案力、改善力	100	—	—	①×10/10	100.0	100.0	
	業務執行技術力	100	0	100	①×1/10+ ③×5/10+ ⑤×4/10	50.0	50.0	
	施工時への配慮 (注2)	構想設計、 基本設計	—	—	—	—	—	—
		実施設計	—	—	—	—	—	—
	コスト把握力(注2)	—	—	—	—	—	—	
管理技術力	工程管理能力	100	—	—	①×10/10	100.0	100.0	
	品質管理能力	100	—	—	①×10/10	100.0	100.0	
	迅速性、弾力性、調整能力	100	—	—	①×10/10	100.0	100.0	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性	100	—	100	①×1/10+ ⑤×9/10	100.0	100.0	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	100	20	—	①×1/10+ ③×9/10	28.0	28.0	
成果品の品質		100	—	100	①×1/10+ ⑤×9/10	100.0	100.0	
⑩=⑦の評定点の加重平均点(注3)		—	—	—	—	84	84	
⑪:事故等による減点		—	—	—	—	0	0	
⑫:瑕疵修補又は損害賠償による減点		—	—	—	—	0	0	
⑬:総合評定点=⑩+⑪+⑫		—	—	—	—	84	84	

注1. 各評価項目の「⑦業務評定」は少数第一位までとする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は設計業務のみ評定の対象とする。

3. 「⑩=⑦の評定点の加重平均点」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。



## 第5章 中立かつ公正な審査・評価の確保（学識経験者）

### (1) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

#### 〔参考：地方公共団体における学識経験者の意見聴取〕

地方公共団体において総合評価方式を行おうとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。この場合、発注関係事務の量が増えることが考えられるが、以下のような運用面での工夫を行うことが可能である旨が品確法基本方針第2の4に定められている。

なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共調達発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

- ① 各発注者ごとに、又は各発注者が連携し都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
- ② 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ③ 個別に学識経験者の意見を聴く。

### (2) 学識経験を有する者の選定

学識経験者は、当該業務を担当する部局とは別の部局の者とし、相応の経験と技術力を有している者を充てるものとする。

#### 1) (簡易型・選定例)

発注部局別	土木部		農林水産部・企業局・総務部	
	本庁	事務所	本庁	事務所
学識経験者	農林水産部各主務課 課長 部技術副参事 専門監 技術補佐(総括担当) 出納局契約課 技術補佐(技術担当) 出納局検査課 上席専門検査員 企業局水道経営管理室 技術副参事(総括担当) 総務部管財課 技術補佐(総括担当) 教育庁施設整備課 技術補佐(総括担当)	地方振興事務所 副所長(技術担当) 農業農村整備部長 林業振興部長 農業振興部長 水産漁港部長 南三陸支所長 専門監 次長(総括担当) 技術次長(監・指導) 王城寺原補償工事 事務所長 企業局 所長 技術次長(総括担当)	土木部各主務課 課長 部技術副参事 専門監 技術補佐(総括担当)	土木事務所 所長 副所長(技術担当) 次長(総括担当) 技術次長(技術指導・検査担当) 技術次長(企画担当)

\*組織改編等により部局名称等が変更となった場合は、当該職の後継職の者を当てる。

#### 2) (標準型選定例)

	本庁	事務所
学識経験者	(予定価格3千万円以上の場合) 主に国の機関等公共機関の有識者	
経験者	(予定価格3千万円未満の場合) 上記 1) に準じる。	

## 第6章 技術提案に関する秘密の保持

### 技術提案に関する秘密の保持について

民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いよう等、その取り扱いに十分注意すること。

## 第7章 入札及び契約の過程に関する苦情処理

### 入札及び契約の過程に関する苦情処理

品確法基本方針第2の4においては、「入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

#### (1) 第三者機関

平成13年10月に条例で設置された「公共工事等入札・契約適正化委員会」が対応する。

条例では、同委員会の『苦情調査部会』が調査審議し、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

苦情調査部会の調査審議事項： 公共工事及び特定調達の入札及び契約の過程に係る苦情に関すること。

#### (2) 苦情処理手続き

「政府調達に係る苦情の処理手続き要領(WTO 案件)」、「公共工事等に係る苦情対応要領(非WTO 案件)」が既に定められている。

「公共工事等に係る苦情対応要領(非WTO 案件)」では、対象となる苦情を“予定価格(税込)が250万円以上である公共工事等の入札・契約に係るもの”と規定しており、総合評価落札方式における苦情に対応できる。

## 第8章 評価結果等の公表

### (1) 入札結果の公表について

- ① 総合評価落札方式(簡易型・標準型)を行う理由
- ② 入札参加条件設定調書
- ③ 入札調書
- ④ 価格点、価格以外の評価点、総合評価点
- ⑤ 競争入札委員会復命書（調査基準価格を下回る入札があった場合）
- ⑥ 落札者とした理由

### (2) 総合評価落札方式(簡易型・標準型) による公表資料

公表内容	公表資料
① 総合評価落札方式(簡易型・標準型)を行う理由	総合評価結果一覧表
⑤ 価格点、価格以外の評価点、総合評価点	総合評価結果一覧表
⑦ 落札者とした理由	総合評価結果一覧表